# 鹿児島県公報

平成30年12月14日(金)第3477号



行 鹿 発 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項) ページ 示 ○保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり推進課取扱い) 1 ○救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 2 ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) (社会福祉課取扱い) 2 ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定(3件) (社会福祉課取扱い) 3 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の辞退 (3件) (障害福祉課取扱い) 5 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定(2件) (障害福祉課取扱い) 6 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (5件) (障害福祉課取扱い) 6 ○漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 9 ○土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 10 ○道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 11 ○道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 11 ○急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件) (砂防課取扱い) 11 ○証紙販売人の指定 (会計課取扱い) 13 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 13

告 公

○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

(商工政策課取扱い) 14

○宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告

(建築課取扱い) 16

(建築課取扱い) 16

○開発行為に関する工事の完了公告

誤 īF

○鹿児島県公報第3448号の3 (平成30年9月4日付け)の一部訂正 (社会福祉課取扱い) 17

> 告 示

## 鹿児島県告示第1088号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定 施業要件を変更する予定である。

平成30年12月14日

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 熊毛郡中種子町油久字松ノ隅5233番1
- 2 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第1089号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の病院 を救急病院として認定した。

平成30年12月14日

鹿児島県知事 三反園訓

### 1 病院の名称及び所在地

病院の名称	所 在 地
沖永良部徳洲会病院	大島郡知名町瀬利覚小米原2208番地
与論徳洲会病院	大島郡与論町茶花403番地1

2 認定の有効期限

平成33年12月9日

# 鹿児島県告示第1090号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年12月14日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
かわひら歯科クリニック	霧島市隼人町姫城1089-1	平成30年5月12日
さくらの里薬局	伊佐市大口里字羽袮田151番2	平成30年5月31日
はらだ薬局平佐店	薩摩川内市平佐町3739番地6	平成30年5月31日
草野歯科医院	枕崎市桜木町25番地	平成30年3月31日
川西薬局	鹿屋市川西町4511番地1	平成30年7月8日
国分くすのき薬局	霧島市国分福島一丁目5番17号	平成30年6月30日
オリーブ薬局	伊佐市大口山野5168番1	平成30年7月9日

## 鹿児島県告示第1091号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年12月14日

氏	名	施術所の名称及び所在地	廃止年月 日	施術の種類
三宅史晃		ラッキー整骨院	平成29年	柔道整復
		霧島市隼人町小田1219	2月28日	
長崎竜佐		こくぶ整骨院	平成30年	柔道整復
		霧島市国分中央五丁目18番29-1	7月20日	

川路洋樹	遊喜整骨院	平成30年	柔道整復
	南さつま市加世田村原四丁目8-4	8月31日	
谷口舞衣	遊喜整骨院	平成30年	はり,きゅ
	南さつま市加世田村原四丁目8-4	8月31日	う
黒瀬昭仁	遊喜整骨院	平成30年	はり,きゅ
	南さつま市加世田村原四丁目8-4	8月31日	う

#### 鹿児島県告示第1092号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成30年12月14日

	<u> </u>
鹿児島県知事	三反園訓
	. / X   /X   U/I

名 称	所 在 地	指定年月日
あっぷる薬局出水店	出水市高尾野町大久保2012-3	平成30年8月1日
春田医院	霧島市牧園町宿窪田2072	平成30年9月1日
有限会社中央調剤薬局	南さつま市加世田本町37番地7	平成30年9月1日
せいあいクリニック	姶良市西姶良四丁目4番9号	平成30年7月10日
しもずる薬局	出水市高尾野町下水流761番地3	平成30年9月1日

### 鹿児島県告示第1093号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成30年12月14日

事	業者	事	業所	指定年月	サービス
名称	主たる事務所の所在地	名称	所 在 地	日日	の種類
デイサービスすば	西之表市西之表	特定非営利活動法	西之表市安城3680番	平成30年	地域密着
る	16177番地	人こすも	地350	7月1日	型通所介
					護
居宅介護支援事業	薩摩川内市水引町	医療法人渓州会浜	薩摩川内市水引町	平成30年	居宅介護
所浜田医院	7615番地 8	田医院	7615番地 8	6月1日	支援
奄美市笠利国民健	奄美市笠利町中金久	奄美市	奄美市名瀬幸町25番	平成30年	居宅療養
康保険診療所	45番地		8 号	7月1日	管 理 指
					導,介護
					予防居宅
					療養管理
					指導
グループホームゆ	大島郡和泊町和泊62	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁	平成30年	認知症対
りの郷	番地1		目3番1-1200号	10月1日	応型共同
					生 活 介
					護,介護
					予防認知
					症対応型
					共同生活
					介護

グループホーム岬	大島郡知名町田皆字 仙里2242番地	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁 目3番1-1200号	平成30年 10月1日	認応生護予症共知型活介認応生
					介護
しもずる薬局	出水市高尾野町下水 流761番地 3	株式会社ミルキーファーマシー	兵庫県神戸市東灘区 本山南町二丁目13- 1	平成30年9月1日	居管導,防養調予療養
うのきデイサービ	霧島市国分中央三丁	医療法人春成会	霧島市国分中央三丁	平成30年	認知症対
ス	目19番20号		目19番15号	8月1日	応型通所
					介護
音の館通所介護事	霧島市隼人町松永	さつきコーポレー	霧島市隼人町松永	平成30年	通所介護
業所	2784番地 5	ション株式会社	2784番地 5	10月9日	
地域密着型特別養	霧島市横川町中ノ	社会福祉法人希望	霧島市横川町中ノ	平成30年	短期入所
護老人ホームみど	5645番地 1	ヶ丘福祉会	5645番地 1	6月1日	生 活 介
りの里					護,介護
					予防短期
					入所生活
					介護
仲医院	熊毛郡屋久島町安房	医療法人悠彩会	熊毛郡屋久島町安房	平成30年	居宅療養
	410-158		410 - 158	7月1日	管 理 指
					導,介護
					予防居宅
					療養管理
					指導

# 鹿児島県告示第1094号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成30年12月14日

氏	名	施術所の名称及び所在地	指定年月 日	施術の種類
吉嗣浩二		訪問鍼灸マッサージまんぷく	平成30年	あん摩マッ
		霧島市隼人町見次765-37エクセル真孝106	9月12日	サージ指
				圧, はり,
				きゅう
齊藤明広		C・A・P整骨院鍼灸院	平成30年	はり,きゅ
		姶良市加治木町新富町18	7月1日	う
上原佑介		うえはら接骨院	平成30年	柔道整復
		姶良市東餅田2445-8	10月9日	
谷口舞衣		遊嬉整骨院	平成30年	はり,きゅ

	南さつま市加世田村原四丁目8-4	8月1日	う
松ケ迫誠	C・A・P整骨院鍼灸院	平成30年	柔道整復
	姶良市加治木町新富町18	10月1日	
黒瀬昭仁	遊嬉整骨院	平成30年	はり,きゅ
	南さつま市加世田村原四丁目8-4	9月1日	う
谷口舞衣	遊嬉整骨院	平成30年	はり, きゅ
	南さつま市加世田村原四丁目8-4	9月1日	う
川路洋樹	遊嬉整骨院	平成30年	柔道整復
	南さつま市加世田村原四丁目8-4	9月1日	

# 鹿児島県告示第1095号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年12月14日

鹿児島県知事		三反園訓
	41. NR 4 . R	

病院又	辞退年月	自立支援医療	
名称	所 在 地	日	の種類
徳永医院	霧島市溝辺町麓608番地13	平成30年	精神通院医療
		11月20日	
薩摩川内市下甑手打診療所	薩摩川内市下甑町手打956番	平成30年	精神通院医療
	地	12月1日	

# 鹿児島県告示第1096号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年12月14日

年 日 白 旧 45 本	
鹿児島県知事	三反園訓

薬	局	辞退年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
ファイン調剤薬局	薩摩川内市原田町1番26号	平成28年	精神通院医療
		9月30日	
すずらん薬局長田店	鹿児島市長田町16-6	平成30年	精神通院医療
		10月31日	
れいめい薬局千石店	鹿児島市西千石町3番26号イ	平成30年	精神通院医療
	ースト朝日ビル2階	11月30日	

# 鹿児島県告示第1097号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

鹿児島県知事	三反園訓
	. / X 12R1 n//

	指定訪問看護事 宅サービス事業 護予防サービス	美者又は指定介	事業所		辞退年月	自立支援医療の種類
	名 称	主たる事務所 の所在地	名称	所 在 地	Ħ	♥ノ↑里 次月
Ī	社会福祉法人	薩摩川内市永	甑島指定訪問	薩摩川内市里	平成25年	精神通院医療
	薩摩川内市社	利町4107番地	看護ステーシ	町里1900番地	3月31日	
	会福祉協議会	1	ョン	の 2		

### 鹿児島県告示第1098号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年12月14日

177		IP 4- +	— <del>— — —</del>
<del>                                      </del>		1 <b>1</b> . 41 <b>4</b> .	→ h→ l台l =III
/H	7 L 四	県知事	三反園訓

病院又は診療所		指定年月	自立支援医療
名 称	所 在 地	日	の種類
医療法人徳洲会喜界徳洲会病	大島郡喜界町湾字前金久315	平成30年	精神通院医療
院		12月1日	

# 鹿児島県告示第1099号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年12月14日

鹿児島県知事 三反園訓

薬	局	指定年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
天神馬場さくら薬局	鹿児島市西千石町3番26号イ	平成30年	精神通院医療
	ースト朝日ビル2階	12月1日	
JR九州ドラッグイレブン薬	日置市伊集院町猪鹿倉98番地	平成30年	精神通院医療
局伊集院店		12月1日	
アルファー薬局	垂水市田神3498番地56	平成30年	精神通院医療
		12月1日	

# 鹿児島県告示第1100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年12月14日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
社会福祉法人恩賜財団済生会	薩摩川内市原田町2番46号	平成30年	育成医療・更
川内病院		12月1日	生医療
川原泌尿器科クリニック	姶良市西餅田73番地3	平成30年	育成医療・更
		12月1日	生医療

# 鹿児島県告示第1101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年12月14日

病院又は診療所		更新年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
クオラクリニックせんだい	薩摩川内市宮崎町3000番地	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
Kメンタルクリニック	薩摩川内市田崎町1071番地8	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
医療法人樟南会中郷病院	薩摩川内市中郷一丁目1番7	平成30年	精神通院医療
	号	12月1日	
川内脳神経外科	薩摩川内市五代町3210-1	平成30年	精神通院医療

		12月1日	
市比野記念病院	薩摩川内市樋脇町市比野3079	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
医療法人静和会ファミリーH	薩摩川内市水引町3247の1	平成30年	精神通院医療
P薩摩		12月1日	
社会福祉法人恩賜財団済生会	薩摩川内市原田町2番46号	平成30年	精神通院医療
川内病院		12月1日	
伊達病院	薩摩川内市神田町4番25号	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
医療法人博仁会宮之城病院	薩摩郡さつま町船木34番地	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
脇本病院	阿久根市脇本9093番地2	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
出水郡医師会広域医療センタ	阿久根市赤瀬川4513	平成30年	精神通院医療
_		12月1日	
山田クリニック	阿久根市本町63番地	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
二宮医院	出水市本町4-45	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
つかさとクリニック	出水市下知識町1518番地1	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
出水病院	出水市麓町29番1号	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
キッズクリニック	出水市向江町19番24号	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
屋久島町永田へき地出張診療	熊毛郡屋久島町永田1247-1	平成30年	精神通院医療
所		12月1日	

# 鹿児島県告示第1102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年12月14日

薬	局	更新年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
とまと薬局長田店	鹿児島市長田町16番7	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
ちらん薬局	南九州市知覧町郡17533番地	平成30年	精神通院医療
	16	12月1日	
ゆう薬局串木野店	いちき串木野市昭和通134番	平成30年	精神通院医療
	8	12月1日	
福田薬局	薩摩川内市樋脇町市比野2561	平成30年	精神通院医療
	番地	12月1日	
いむた薬局	薩摩川内市祁答院町藺牟田	平成30年	精神通院医療
	2108番地 2	12月1日	
しらゆり調剤薬局	薩摩川内市大小路町19番9号	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
そうごう薬局川内店	薩摩川内市原田町25番18号	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
宮崎町薬局	薩摩川内市宮崎町3000番地	平成30年	精神通院医療

		12月1日	
そうごう薬局御陵下店	薩摩川内市御陵下町14番地10	平成30年	精神通院医療
	号	12月1日	
すず調剤薬局	薩摩川内市東開聞町13番4号	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
さつき薬局	薩摩川内市隈之城町1476番地	平成30年	精神通院医療
~ M ~ M ~ M ~ M ~ M	3	12月1日	₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩
有限会社吉村薬局	薩摩川内市横馬場町9-26	平成30年	精神通院医療
 ゆう薬局	薩摩川内市平佐町1693番地32	12月1日 平成30年	精神通院医療
ダノ条向		12月1日	相作地忧区凉
   市比野調剤薬局	薩摩川内市樋脇町市比野3087	平成30年	精神通院医療
112021 11/11/11/11	番地	12月1日	福刊起閉區派
	薩摩川内市原田町5番1号	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
青空薬局	薩摩郡さつま町柏原2820番地	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
脇本調剤薬局	阿久根市大字脇本7401-2	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
出水郡薬剤師会会営薬局阿久	阿久根市赤瀬川1205番地6	平成30年	精神通院医療
根店		12月1日	
本町薬局	阿久根市高松町36番地	平成30年	精神通院医療
ことノボ本ロ		12月1日	(株 加 · A / D   E / E
うらくぼ薬局	出水市高尾野町大久保1415- 3	平成30年 12月1日	精神通院医療
<u> </u>	出水市上知識町854番地	平成30年	精神通院医療
	Щ//// <u>Тупи</u> , 1001 н г	12月1日	4617 延月12 次
 五万石薬局	出水市五万石町801	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
第二緑調剤薬局	出水市緑町44の38	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
こがね薬局	出水市黄金町427番3号	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
さくら薬局	出水市向江町19番26号	平成30年	精神通院医療
1. 28 1. an del de co	III Laboretti Sili Managera o St. III.	12月1日	
いまがま調剤薬局	出水市下知識町1519番地	平成30年	精神通院医療
しカエト変見	山水主木町4 45プラッセギ	12月1日	生
トクモト薬局	出水市本町4-45プラッセだいわ出水店内	平成30年 12月1日	精神通院医療
   出水郡薬剤師会会営薬局	出水市明神町537番地	平成30年	精神通院医療
	日 27 日 21 日 20 日 日 2回	12月1日	
	出水市六月田町935番地	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
かしま薬局	出水市平和町20番	平成30年	精神通院医療
		12月1日	
菱刈薬局	伊佐市菱刈重留1146番地	平成30年	精神通院医療
		12月1日	

# 鹿児島県告示第1103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第

60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。 平成30年12月14日

			鹿児	島県知事	三反園訓
指定訪問看護事	事業者, 指定居				
宅サービス事業	宅サービス事業者又は指定介 事業所		更新年月	   自立支援医療	
護予防サービス	ス事業者				の種類
   名 称	主たる事務所	   名 称	所 在 地	Н	♥ ノ 1里 大只
70 70	の所在地	41 41v	171 11. 70		
株式会社ニチ	東京都千代田	ニチイケアセ	霧島市隼人町	平成30年	育成医療・更
イ学館	区神田駿河台	ンター隼人訪	東郷1088-1	12月1日	生医療
	二丁目9番地	問看護ステー			
		ション			

### 鹿児島県告示第1104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年12月14日

			鹿児	島県知事	三反園訓
指定訪問看護事業者,指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		更新年月	自立支援医療の種類		
名 称	主たる事務所 の所在地	名称	所 在 地	日	♥27年3月
美厚福祉株式	鹿児島市喜入	訪問看護ステ	鹿児島市喜入	平成30年	精神通院医療
会社	一倉町5243番	ーションきず	一倉町5243番	12月1日	
	地	な	地		
公益社団法人	薩摩川内市大	川内市医師会	薩摩川内市大	平成30年	精神通院医療
川内市医師会	小路町70-26	訪問看護ステ	小路町70-26	12月1日	
		ーション			

### 鹿児島県告示第1105号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104 条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成30年12月14日以後の日である共済契約 について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従 前の例による。

また、平成18年3月22日鹿児島県告示第507号(漁獲共済に係る区域及び区分の設定)は、 廃止する。

	鹿児島県知事 三反園訓
区域	区分
奄美市区域	(1) 10トン未満の漁船により主として一本釣り漁業を
(名瀬漁業協同組合の地区)	営む漁業又は主としてはえ縄漁業を営む漁業
	(2) 10トン未満の漁船により主として旗流し漁業を営
	む漁業
	(3) 10トン未満の漁船により主として潜水漁業を営む
	漁業
	(4) 10トン以上20トン未満の漁船によりかつお一本釣
	りを営む漁業
	(5) 10トン以上20トン未満の漁船により一本釣り及び

旗流しを併せ営む漁業 (6) (1)から(5)までに掲げる漁業以外の漁業

# 鹿児島県告示第1106号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、持留川土地改良区の役員 の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年12月14日

鹿児島県知事 三反園訓

就任した役員の氏名及び住所 1

> 理事 福永 利雄 曽於郡大崎町永吉7062番地 理事 浜松 昭一 曾於郡大崎町永吉9399番地8 宝満 秀行 理事 曽於郡大崎町横瀬2317番地 曽於郡大崎町永吉4269番地3 理事 中野 昇 理事 善種 曽於郡大崎町永吉2749番地6 安田 中﨑 裕次 曽於郡大崎町仮宿722番地 理事 理事 中尾 昭治 曽於郡大崎町永吉7456番地 理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地2 浜久保 豊 肝属郡東串良町川東4942番地 理事 理事 瀬戸口一雄 肝属郡東串良町川東4888番地 甫村 道雄 肝属郡東串良町川東3591番地 理事 岡留 安夫 理事 肝属郡東串良町川東1609番地 理事 関 紀元 肝属郡東串良町川東3472番地 監事 米永 實 曽於郡大崎町横瀬1569番地2 監事 中水流孝司 曽於郡大崎町永吉835番地1 保 肝属郡東串良町川東3588番地 監事 今村

> > 曽於郡大崎町永吉7062番地

平成28年9月11日から平成32年9月10日まで) (任期

退任した役員の氏名及び住所 福永 利雄

今村

監事

理事

理事 有馬 政吉 曾於郡大崎町仮宿1508番地1 新堂 理事 義治 曽於郡大崎町仮宿3450番地3 理事 東條 満義 曽於郡大崎町横瀬1347番地5 理事 下橋 善行 曾於郡大崎町永吉9645番地5 理事 福留 優 曽於郡大崎町永吉9099番地2 浜松 理事 昭一 曾於郡大崎町永吉9399番地8 理事 宝満 秀行 曽於郡大崎町横瀬2317番地 昇 理事 中野 曽於郡大崎町永吉4269番地3 理事 安田 善種 曽於郡大崎町永吉2749番地6 理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地2 理事 浜久保 豊 肝属郡東串良町川東4942番地 瀬戸口一雄 理事 肝属郡東串良町川東4888番地 理事 寺園 武志 肝属郡東串良町川東1321番地2 理事 門倉 武春 肝属郡東串良町川東4286番地 理事 甫村 道雄 肝属郡東串良町川東3591番地 理事 久保園 学 肝属郡東串良町川東3552番地 理事 岡留 安夫 肝属郡東串良町川東1609番地 理事 吉ヶ崎隆雄 肝属郡東串良町川東748番地 学 理事 高吉 肝属郡東串良町川東4717番地 監事 米永 實 曽於郡大崎町横瀬1569番地2 監事 中水流孝司 曽於郡大崎町永吉835番地1

保 肝属郡東串良町川東3588番地

二戶周訓

帝旧自旧 加市

鹿児皀밀知事

監事 西鶴 俊美 肝属郡東串良町川東1598番地

# 鹿児島県告示第1107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年12月14日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

				<b>鹿児島県却事</b>	二尺風訓
道路 の 種類	路線名	変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	木場吉松えび	姶良郡湧水町木場字原田	前	7.7~11.9	141. 3
	の線	949番1地先から同町木場	後	7.8~11.2	141. 3
		字亀沢954番5地先まで			

# 鹿児島県告示第1108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年12月14日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

		此九尚朱邓宇 二	区图则
道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	の期日
種類			マク 朔 ロ
県道	木場吉松えびの	姶良郡湧水町木場字原田949番1地先から同町木場	平成30年
	線	字亀沢954番 5 地先まで	12月14日

# 鹿児島県告示第1109号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は, 鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

 島県知事	<b>→ ⊢ ⊢ ⊢ ⊢ ⊢ ⊢</b>
<u> </u>	三反園訓
III 717 AH <del>TI</del>	. / X   /X   U/I

区域の名称	区	域
唐 湊 地 区	次に掲げる標柱の1号から6	6号までを順次直線で結んだ線及び同標
	柱の1号と6号を直線で結んだ	ど線により囲まれた土地の区域
	標柱標柱標柱	主の所在地
	1号 鹿児	見島市唐湊二丁目1042番1
	2号 鹿児	見島市唐湊一丁目1039番
	3号 鹿児	見島市唐湊一丁目1008番41
	4号 鹿児	見島市唐湊一丁目1008番27
	5号 鹿児	見島市唐湊二丁目1012番2
	6号 鹿児	見島市唐湊二丁目1014番
唐湊 3 地区	次に掲げる標柱の5号と6号	号を直線で結んだ線,同標柱の5号と10
	号を直線で結んだ線, 同標柱の	り6号と12号を直線で結んだ線及び同標
	柱の10号から12号までを順次面	直線で結んだ線により囲まれた土地の区
	域	

	標柱	標柱の所在地
	5 号	昭和53年2月3日鹿児島県告示第136号
		(急傾斜地崩壊危険区域の指定) で指定し
		た急傾斜地崩壊危険区域のうち唐湊3地区
		の区域(以下この項において「既指定区域」
		という。)の標柱の5号
	6 号	既指定区域の標柱の6号
	10号 11号	鹿児島市唐湊三丁目1039番1
444	12号	鹿児島市唐湊三丁目1044番1
唐湊3-1地区		から7号までを順次直線で結んだ線及び同標
		昔んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱	標柱の所在地
	1 号	鹿児島市唐湊三丁目1053番
	2 号	鹿児島市唐湊三丁目1046番
	3 号 4 号	鹿児島市唐湊三丁目1026番1
	5 号	鹿児島市唐湊三丁目1031番 2
	6 号	鹿児島市唐湊三丁目1049番2
	7 号	鹿児島市唐湊三丁目1049番1
永 吉 地 区		と 5 号を直線で結んだ線、同標柱の1号と8
	号を直線で結んだ線及び同	司標柱の5号から8号までを順次直線で結ん
	だ線により囲まれた土地の	
	標柱	標柱の所在地
	1 号	平成4年5月6日鹿児島県告示第1063号
		(急傾斜地崩壊危険区域の指定)で指定し
		た急傾斜地崩壊危険区域のうち永吉地区の
		区域の標柱の1号
	5号	鹿児島市永吉三丁目1018番 3
	6号	鹿児島市永吉三丁目1018番1
	7 号	平成20年12月26日鹿児島県告示第1729号
		(急傾斜地崩壊危険区域の指定)で指定し
		た急傾斜地崩壊危険区域のうち永吉4地区
		の区域の標柱の8号
	8号	鹿児島市明和四丁目2600番757
永吉6-1地区		から6号までを順次直線で結んだ線及び同標
	柱の1号と6号を直線で約	昔んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱	標柱の所在地
	1 号	鹿児島市永吉二丁目620番5
	2 号	鹿児島市永吉二丁目623番1
	3 号	鹿児島市永吉二丁目620番22
	4 号	鹿児島市永吉二丁目620番14
	5 号	鹿児島市永吉二丁目620番3
	6 号	鹿児島市永吉二丁目620番1
仏 迫 1 地 区		から11号までを順次直線で結んだ線及び同標
		きんだ線により囲まれた土地の区域
	標柱	標柱の所在地
	1号 11号	鹿児島市田上五丁目2100番1
		鹿児島市田上五丁目2144番
	6号 7号 8号	鹿児島市田上五丁目2140番1
	9号	鹿児島市田上五丁目2140番1
	10号	鹿児島市田上五丁目2141番
	107	比/   回川   二二十   日   1   1   1   1   1   1   1   1   1

常盤13-1地区	次に掲げ	る標柱の1号から4号までを順次直線で結んだ線及び同標
	柱の1号と	4号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱	標柱の所在地
	1号	鹿児島市原良四丁目1897番14
	2号 3号	鹿児島市原良町1894番
	4 号	鹿児島市原良四丁目1899番 2

#### 鹿児島県告示第1110号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び姶良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備え 置いて縦覧に供する。

平成30年12月14日

鹿児島県知事	三反園訓

		. =
区域の名称	区	域
小川内地区	次に掲げる標柱の1号だ	から11号までを順次直線で結んだ線及び同標
	柱の1号と11号を直線で約	吉んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱	標柱の所在地
	1号 2号	姶良市蒲生町米丸字上川内2411番3
	3号 4号	姶良市蒲生町米丸字巣見野2333番
	5号 6号	姶良市蒲生町米丸字下川内2384番
	7 号	姶良市蒲生町米丸字下川内2386番1
	8号	姶良市蒲生町米丸字上川内2407番1
	9 号	姶良市蒲生町米丸字上川内2406番
	10号	姶良市蒲生町米丸字上川内2410番2
	11号	姶良市蒲生町米丸字上川内2411番1

# 鹿児島県告示第1111号

鹿児島県証紙条例(昭和38年鹿児島県条例第56号)第5条の規定により、収入証紙販売人を 次のとおり指定した。

平成30年12月14日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
岩井観光開発株式	鹿児島市上福元町6825	奄美市名瀬平田町30番	平成30年12月10日
会社	番地1	25号	
代表取締役		奄美自動車学校	
岩井陽典			

# 南薩地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

南薩地域振興局長 五田嘉博

事業所		申請者			松皮左口	障害福祉
de str	11 12 14 14	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
南の大地	指宿市開聞十町	特定非営利活動	鹿児島市谷山中	満塩 玄	平成30年	就労継続
	1225-2	法人大地の樹	央八丁目20番14		12月1日	支援 A 型
			号			

# 公告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年12月14日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年12月14日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年12月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン隼人国分ショッピングセンター 霧島市隼人町見次1229番地 外68筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

- (ア) 変更前 イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号
- (イ) 変更後 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田裕司 福岡市博多区博多駅南二丁目 9番11号
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
  - (7) 変更前 株式会社立花屋 代表取締役 笠井俊生

福岡市中央区大宮一丁目2番9号 外10社

イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

株式会社スイートガーデン 代表取締役 花井秀年

京都市中京区聚楽廻東町2番地9

B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社 代表取締役 尾崎仙次

東京都品川区上大崎三丁目2番1号

マツオインターナショナル株式会社 代表取締役 松尾憲久

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号

株式会社谷呉服店 代表取締役 谷重臣

福岡県筑紫野市二日市中央二丁目3番2号

有限会社フェスティバロ社 代表取締役 郷原繁樹

鹿屋市西原四丁目12番12号

株式会社べべ 代表取締役 岡本吉史

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番2

株式会社金海堂 代表取締役 多田真

鹿児島市南栄四丁目9番11号

有限会社ウイズビー 代表取締役 平岡正信

鹿児島市中町5番11号

有限会社ナナニーマル 代表取締役 福島平生

霧島市隼人町見次1229番地

有限会社ホットライン 代表取締役 市来原良二

姶良市平松7033番地2

有限会社徳重製菓とらや 代表取締役 徳重克彦 霧島市国分中央一丁目7番54号 窪田織物株式会社 代表取締役 窪田茂 鹿児島市東開町13番5号 株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 有限会社ロード&スカイ 代表取締役 日高和幸 福岡県遠賀郡遠賀町松の木三丁目1番12号 株式会社ツインマーボ 代表取締役 大藪幸子 大阪市北区大深町2番48号 As-meエステール株式会社 代表取締役 丸山雅史 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 中川貴

宮崎県都城市蓑原町1880番地1

(4) 変更後 株式会社立花屋 代表取締役 笠井俊生 福岡市中央区大宮一丁目2番9号 外10社 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社 代表取締役 渡辺裕明 東京都品川区大崎三丁目1番1号 株式会社谷呉服店 代表取締役 谷もと子 福岡県筑紫野市二日市中央二丁目3番2号 株式会社フェスティバロ社 代表取締役 野村春仁

> 株式会社べべ 代表取締役 小東政章 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番2 株式会社金海堂 代表取締役 中村匡輝 鹿児島市南栄四丁目9番11号

株式会社ハマヤカメラ 代表取締役 小濱努

鹿児島市東谷山二丁目8番1号

鹿屋市西原四丁目12番12号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 株式会社プリーツ 代表取締役 池頭浩隆

鹿児島市吉野二丁目36番17号

株式会社しまむら 代表取締役 北島常好 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

(2) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐車場 建物敷地内 836台

第2駐車場 建物屋上 398台

変更後 第1駐車場 建物敷地内 354台 第2駐車場 建物屋上 396台

- 3 変更年月日
  - (1) 2の(1)のア 平成26年5月22日
  - (2) 2の(1)のイのイオン九州株式会社に係る変更 平成26年5月22日
  - (3) 2の(1)のイの株式会社スイートガーデンに係る変更 平成25年5月12日
  - (4) 2の(1)のイのB-Rサーティワンアイスクリーム株式会社の代表者の氏名に係る変更 平成25年3月22日
  - (5) 2の(1)のイのB-Rサーティワンアイスクリーム株式会社の住所に係る変更 平成29年

12月4日

- (6) 2の(1)のイのマツオインターナショナル株式会社に係る変更 平成28年2月29日
- (7) 2の(1)のイの株式会社谷呉服店に係る変更 平成22年2月21日
- (8) 2の(1)のイの有限会社フェスティバロ社に係る変更 平成27年9月11日
- (9) 2の(1)のイの株式会社べべに係る変更 平成29年6月26日
- (10) 2の(1)のイの株式会社金海堂に係る変更 平成29年4月1日
- (11) 2の(1)のイの有限会社ウイズビー,有限会社ホットライン及び有限会社徳重製菓とらやに係る変更 平成28年2月29日
- (12) 2の(1)のイの有限会社ナナニーマルに係る変更 平成30年4月30日
- (13) 2の(1)のイの窪田織物株式会社及び株式会社ハマヤカメラに係る変更 平成23年9月21 日
- (4) 2の(1)のイの株式会社ハニーズに係る変更 平成30年6月3日
- ⑸ 2の⑴のイの株式会社大創産業に係る変更 平成30年3月1日
- (16) 2の(1)のイの有限会社ロード&スカイに係る変更 平成30年2月28日
- (17) 2の(1)のイの株式会社ツインマーボに係る変更 平成28年8月31日
- (18) 2の(1)のイのAs-meエステール株式会社に係る変更 平成29年3月31日
- (19) 2の(1)のイの中川貴に係る変更 平成25年2月20日
- ②) 2の(1)のイの株式会社プリーツに係る変更 平成30年5月24日
- (21) 2の(1)のイの株式会社しまむらに係る変更 平成30年7月12日
- (22) 2の(2) 平成31年7月29日
- 4 届出年月日

平成30年11月28日

.....

宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、その所在地を鹿児島県知事に申し出るよう宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成30年12月14日

鹿児島県知事 三反園訓

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所 在地	免許年月 日	免許証番号
有限会社日本総業	芝原 正輝	鹿児島市牟礼岡3	平成29年	鹿児島県知事(9)
		-46-1	2月28日	第2983号

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年12月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 肝属郡肝付町後田字後牧2370番1及び2370番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野正晃

正誤

平成30年9月4日付け鹿児島県公報第3448号の3中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正	
1	下から12行目	流出し	流失し	
3	上から3行目	流出して」を「流出し	流失して」を「流失し	